

京都市若杉学園事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第127号

京都市若杉学園事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市若杉学園事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

- (2) 知的障害者等に対する排せつ及び食事の介護並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供に関すること。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)